

石川県情報公開審査会の答申概要（答申第128号）

- 1 異議申立ての対象となった本件公開請求の対象文書（諮問案件第189号）
 犀川ダム管理事務所について、金沢市企業局から給電を受けていることに関する契約書等
- 2 担当課（所）
 土木部河川課
- 3 異議申立て等の経緯
 - (1) H23. 8. 23 公開請求
 - (2) H23. 9. 6 不存在決定
 - (3) H23. 11. 4 異議申立て
 - (4) H24. 3. 29 諮問
 - (5) H25. 6. 12 答申
- 4 諮問に係る審査会の判断結果
 不存在とした決定は、妥当である。

該当条項	審査会の判断要旨
条例第11条 第2項 （不存在）	<p>実施機関は、管理事務所の電力は、契約書等の取り決められた文書の存在なしで、犀川ダム完成以後、上寺津発電所の所内電力として取り扱われてきたため、本件公開請求に係る公文書は存在しないと述べている。</p> <p>当審査会において、実施機関から、犀川ダムに係る管理費用の負担に関する文書の提示を求めたところ、「犀川ダムの管理に関する協定書」（以下「ダム管理協定書」という。）及び「犀川ダムと上寺津発電所の共有施設の管理に関する協定書」（以下「共有施設協定書」という。）の提示があった。</p> <p>ダム管理協定書は、共同施設の管理に関して必要な事項を定めることを趣旨とするもので、共同施設には、ダム管理事務所及び予備電源装置等が挙げられている。第5条において、実施機関は「共同施設の管理を行なう」と規定し、第8条で、管理費用は、「第4条に規定する持分の割合により共同事業者が負担する」とされており、実施機関は金沢市公営企業管理者に負担割合に応じて負担金の納入を通知することとしている。</p> <p>そこで、実施機関に対して、管理費用の負担に係る積算について確認したところ、予備電源装置に係る燃料等の費用は持分割合に応じて実施機関と金沢市企業局が負担することで積算しているが、管理事務所へ供給される電力に関する積算はしていないとのことであった。</p> <p>このようなことから、実施機関は、犀川ダム管理事務所の電力使用に関する費用について、管理費用として考慮していないことがうかがえ、また、理由説明書に「契約書等の取り決められた文書の存在なしで、…上寺津発電所の所内電力として取り扱われてきた」と述べていることを覆すだけの事情も認められないので、実施機関が、本件公開請求に対して不存在決定を行ったことは不自然、不合理とはいえない。</p>

(別 紙)
答申第128号

答 申 書

平成25年6月

石川県情報公開審査会

第1 審査会の結論

石川県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった公文書につき不存在とした決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

1 公開請求の内容

異議申立人は、石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対し、平成23年8月23日に、次の公文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

犀川ダム管理事務所について、金沢市企業局から給電を受けていることに関する契約書等

2 実施機関の決定

実施機関は、平成23年9月6日に、本件公開請求について、不存在決定を行い、保有していない理由を付して異議申立人に通知した。

（保有していない理由）

請求に係る公文書は作成されていないため、存在しない。

3 異議申立て

異議申立人は、平成23年11月4日に、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対して異議申立てを行った。

4 諮問

実施機関は、平成24年3月29日に、条例第19条第1項の規定により、石川県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件処分の取消しに係る異議申立てにつき、諮問を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取り消し、請求内容に対応する文書の公開を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

電気の給電を受けているのであるから、当然、正式契約書や取決めに関する書類が存在しないはずがない。

実施機関の理由説明書では、管理事務所の電力は上寺津発電所の所内電力であるとされているが、実施機関と金沢市との間で、犀川ダムに関する建設費の分担等について契約書等により行われているはずで、給電に関する取決めもなされているはずである。

また、災害時に電力の供給が停止した場合の自家発電設備の維持管理等の負担についても取決めが必要である。

よって、仮に所内電力として取り扱われているとしても、そのような扱いをするという取決めが文書でなされていないならば、管理運用ができないので、契約書等は存在するはずである。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関が理由説明書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

犀川ダム管理事務所の使用電力として、犀川ダムの貯流水を利用する金沢市企業局の上寺津発電所で発電された電力が供給されている。

犀川ダムには、金沢市企業局が使用する発電用取水設備があり、その電源経路は、上寺津発電所の配電設備から犀川ダム管理事務所を経由して給電している。

上寺津発電所から受電する発電用取水設備及び管理事務所の電力は、契約書等の取り決められた文書の存在なしで、犀川ダム完成以後、上寺津発電所の所内電力として取り扱われてきたため、本件公開請求に係る公文書は存在しない。

なお、金沢市企業局は、電気事業法で規定される「卸供給事業者」であり、電力会社へ電力の卸売りすることしかできず、実施機関への売電はできない。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県政に関する県民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政をより一層推進することを目的として制定されたものであり、公開の原則に基づき適正に解釈・運用されなければならない。当審査会は、この公開の原則を基本として条例を解釈し、以下判断するものである。

2 本件公開請求に対応する公文書の性格等について

犀川ダム管理事務所で使用する電力について、その負担及び取扱い等を定めた公文書である。

3 本件公開請求に対応する公文書の不存在について

当審査会において、実施機関から、犀川ダムに係る管理費用の負担に関する文書の提示を求めたところ、「犀川ダムの管理に関する協定書」（以下「ダム管理協定書」という。）及び「犀川ダムと上寺津発電所の共有施設の管理に関する協定書」（以下「共有施設協定書」という。）の提示があった。

ダム管理協定書は、共同施設の管理に関して必要な事項を定めることを趣旨とするもので、共同施設には、ダム管理施設として、ダム管理事務所及び予備電源装置等が挙げられている。その第5条において、実施機関は「共同施設の管理を行なう」と規定し、第8条で、管理費用は、「第4条に規定する持分の割合により共同事業者が負担する」とされており、実施機関は金沢市公営企業管理者に負担割合に応じて負担金の納入を通知することとしている。

そこで、実施機関に対して、管理費用の負担に係る積算について確認したところ、予備電源装置に係る燃料等の費用は持分割合に応じて実施機関と金沢市企業局が負担することで積算しているが、管理事務所へ供給される電力に関する積算はしていないとのことであった。

なお、共有施設協定書の定義によると、協定の対象となる共有施設は、実施機関と金沢市企業管理者が共有する配電線及び通信線設備並びに舟艇及び網場設備であり、管理事務所の施設は含まれていない。

このようなことから、実施機関は、犀川ダム管理事務所の電力使用に関する費用について、管理費用として考慮していないことがうかがえ、また、理由説明書に「契約書等の取り決められた文書の存在なしで、…上寺津発電所の所内電力として取り扱われてきた」と述べていることを覆すだけの事情も認められないので、実施機関が、本件公開請求に対して不存在決定を行ったことは不自然、不合理とはいえない。

4 まとめ

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査の処理経過

当審査会の処理経過は、別表のとおりである。

<別表>

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 24 年 3 月 29 日	○諮問を受けた。(諮問案件第 189 号)
平成 24 年 6 月 13 日	○実施機関（土木部河川課）から理由説明書を受理した。
平成 24 年 8 月 28 日	○異議申立人から意見書を受理した。
平成 25 年 3 月 25 日 (第 237 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 25 年 4 月 24 日 (第 238 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 25 年 5 月 22 日 (第 239 回審査会)	○事案の審議を行った。